

第9期 島根県地球温暖化防止活動推進員

活動の手引き

この「活動の手引き」は、推進員の皆さんの位置づけや役割、協力する機関の役割、活動の内容等を記載したものです。



島根県地球温暖化防止活動推進員制度の見直しについて

今回（第9期）の委嘱に先立ち、平成30年10月に島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱の改定等、制度の見直しを行いました。

■ 主な見直し内容

- ① 委嘱ではない、要件の緩い登録制度「しまねエコライフサポーター」の新設
- ② 推進員の委嘱要件、活動内容等の見直し
- ③ 登録制度の新設に併せて、サポーターズ（活動グループ）の要件の見直し
- ④ 県内の高等教育機関（大学、短大、高専等）の学生を対象としたグループの登録制度「しまエコ ユースサポーターズ」の新設

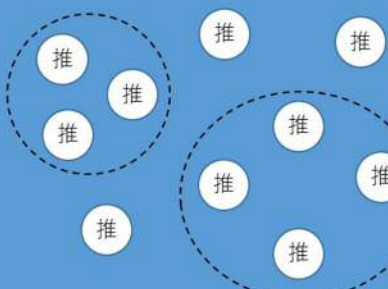
島根県地球温暖化防止活動推進員

「しまねエコライフサポーター」にご登録いただいた方の中から、特に地球温暖化の現状や対策の重要性等について県民に普及啓発を行っていただける方を、島根県知事が「島根県地球温暖化防止活動推進員」として委嘱します。

推進員制度等見直し イメージ図

第8期

島根県地球温暖化防止活動推進員【委嘱】
= (愛称) しまねエコライフサポーター



【凡例】

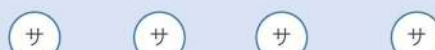


・人材確保
・推進員の位置づけ
明確化
・地域活動活性化

・学生へのアプ
ローチ
(若い世代)

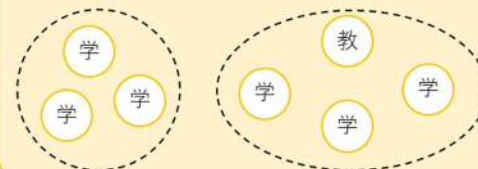
第9期から (H30より順次導入)

しまねエコライフサポーター【登録制】



島根県地球温暖化防止活動推進員【委嘱】
新規委嘱：事前研修（養成研修）導入
再任：温暖化防止コミュニケーター、又は、活動実績

しまエコ ユースサポーターズ【登録制】
(県内の大学ゼミやサークルをターゲット)



■「しまねエコライフサポーター【登録】」と「島根県地球温暖化防止活動推進員【委嘱】」の違いは？

| 名称 | しまねエコライフサポーター【登録】 | 島根県地球温暖化防止活動推進員【委嘱】 |
|--------------------------|--|---|
| 根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律による規定はありません。 ・ 「島根県環境基本条例」に基づいた、島根県独自の制度です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に規定されています。 |
| 県との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（環境政策課）へ登録 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が委嘱 |
| 対象者、要件 委嘱(登録)期間 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上の県内居住者を対象として、広く募集します。 ・ 登録期間に決まりはありません。(やりたくなくなった時から、やめたくなくなるまで) | <ul style="list-style-type: none"> ・ しまねエコライフサポーターに登録している方を対象とします。 ・ 委嘱期間は2年間（継続可）とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>委嘱の要件として、下記を追加しています。 新規：「推進員養成研修の修了」 継続：「地球温暖化防止コミュニケーション登録」または「活動実績」</p> </div> |
| 研修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ しまね自然と環境財団が実施する一般県民向けセミナーへ参加していただくことを想定しています。 ・ セミナーへは、可能な範囲で参加して頂ければ結構です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>旅費の支給（費用弁償）・・・無し</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進員を対象として、活動に必要なとなる知識やスキルを養うための研修（推進員研修）を実施します。 ・ 上記趣旨から、推進員研修に参加していただく必要があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>旅費の支給（費用弁償）・・・有り</p> </div> |
| 活動内容 | <p>自らができる範囲で、環境に配慮した持続可能な社会づくりに寄与する下記の活動に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日常生活で環境の保全につながる取組を実施する (2) しまね自然と環境財団松江事務所が行うセミナー等に参加する (3) 県、市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、しまね自然と環境財団が行う普及啓発に協力する | <ol style="list-style-type: none"> 1. 自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。 2. 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。 (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。 (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。 (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「自らが出来る範囲」で取り組んで頂くことを想定していますので、個人によって取組内容や程度にばらつきがあっても構わないと考えます。</p> </div> |
| 活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に対する報酬はありません。【ボランティア】 ・ 個人に対して、活動経費をお支払いすることもありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>推進員とサポーターで3名以上のグループ（サポーターズ）を実施する活動については、別途、活動経費を支援する場合があります。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に対する報酬はありません。【ボランティア】 ・ ただし、活動報告書を提出された場合、個人に対して年間5,000円の活動経費をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>温対法に規定されている活動を行うことを目標としていきます。 また、地域で活動を行うグループのリーダー的役割を期待します。</p> </div> |

目 次

| 項 目 | ページ |
|-------------------------|-----|
| 1. 島根県地球温暖化防止活動推進員の位置づけ | 1 |
| 2. 推進員の委嘱要件 | 1 |
| 3. 推進員の役割 | 1 |
| 4. 推進員に期待される活動 | 2 |
| 5. 推進員の待遇 | 2 |
| 活動例、活動紹介 | 3 |
| 6. 推進員の活動に協力する関係機関 | 6 |
| 7. 推進員の活動報告 | 7 |
| 8. 推進員の資質向上 | 7 |
| 9. 推進員をやめていただくとき | 8 |
| 10. 推進員の服務 | 8 |
| 11. こんな時には？ | 9 |
| (1) 申込書に記載した内容に変更があるとき | |
| (2) 推進員をやめるとき | |
| (3) 新規に推進員になりたい知人がいるとき | |
| 12. その他 | 9 |
| 参考 関係機関 連絡先一覧 | 10 |
| 島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱 | 11 |
| しまねエコライフサポーター設置要綱 | 19 |

1. 島根県地球温暖化防止活動推進員の位置づけ

島根県地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、温対法という。）第 37 条の規定に基づき、島根県知事が委嘱をした方です。

第 37 条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2. 推進員の委嘱要件

委嘱の期間・要件は、島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱（以下「要綱」という。）で定められています。

（委嘱期間）

第 3 条 委嘱日から 2 年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

（委嘱の要件）

第 4 条 推進員は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）しまねエコライフサポーターとして登録している者
- （2）島根県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- （3）市町村、地域協議会、センター、県及び温対協（以下「関係機関」という。）の行う施策に協力して、行動できる者
- （4）次にあげる要件のいずれかに該当する者
 - ア センターが実施する島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修を修了した者
 - イ 現に研究機関又は高等教育機関において環境問題に携わっている等地球温暖化対策について高度な知識、活動実績等を有すると認められる者
 - ウ 継続を希望する者のうち、地球温暖化防止コミュニケーターに登録している者、又は第 11 条に定める活動報告により活動実績を有すると認められる者

✓ 第 9 期の任期は、平成 30(2018)年 12 月 1 日～平成 32(2020)年 11 月 30 日です。

3. 推進員の役割

推進員は、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践するとともに、地域における温暖化対策を推進するリーダーとして、県、市町村、島根県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）などと連携し、地球温暖化防止の重要性を県民に伝え、地球温暖化防止につながるきめ細やかな対策の普及・啓発につとめることで、県民の中に地球温暖化防止の意識や取り組みを浸透させる役割を担います。

4. 推進員に期待される活動

温対法第 37 条第 2 項で、推進員の活動が定められています。

第 37 条

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一. 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二. 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三. 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四. 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

要綱第 9 条で、島根県における推進員の活動を定めています。

(推進員の活動)

第 9 条 推進員は、自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。

2 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

3 前 2 項の活動については、原則として無報酬により行うものとする。

- ✓ 推進員の経験や知識は一人ひとり違い、それぞれができることにも違いがあります。
- ✓ 経験豊富な推進員と交流して地域で一緒に活動したり、研修などを通して知識や技術の向上を図っていきましょう。

5. 推進員の待遇

- ✓ 推進員の活動は、原則としてボランティアです。
- ✓ 推進員は知事から委嘱されますが、公務員としての身分を持つものではありません。

地球温暖化防止活動推進員の活動例

(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。

- ✓ 地域の文化祭にブースを出したり、学校や公民館で地球温暖化に関する劇を上演する等により、住民へ温暖化問題を伝える。
- ✓ 地域で地球温暖化に関する学習会等の活動を企画・実施する。
- ✓ 地球温暖化防止コミュニケーターに登録し、市町村や地域協議会などが開催する学習会等で各種資料を使いながら話をする。

・・・など

(2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

- ✓ センター等が作成した啓発リーフレットを使って、知人に家庭の省エネについてアドバイスする。
- ✓ うちエコ診断士の資格を取り、県内の診断実施機関に登録して診断を実施する。

・・・など

(3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

- ✓ 市町村や公民館の広報誌等に、家庭の省エネに関する記事を掲載する。
- ✓ 公民館等でエコクッキング教室や洋服交換会等を開催する。
- ✓ 地域住民と一緒に、各家庭で生ごみ堆肥化などに取り組む。
- ✓ 森林保全活動等に取り組む団体の活動に協力し、温暖化対策の視点をプラスする。

・・・など

(4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

- ✓ 県やセンター、市町村や地域協議会が行う環境イベント、学習会、街頭啓発活動等にスタッフとして参加する。
- ✓ センターが企画する幼・保育園児を対象としたミニエコ講座で、環境をテーマとする絵本の読み聞かせや、マイバック作りの指導をする。
- ✓ 活動を通じて得た地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を、県やセンター、その他関係機関に提供する。
- ✓ 島根県地球温暖化対策協議会や市町村地域協議会の運営、県・市町村の計画づくりや事業の企画・立案に携わる。

・・・など

地域で活躍する

島根県地球温暖化防止活動推進員

まなぶ

研修をととして活動に必要な知識や技術を身につけます



推進員の活動には、地球温暖化の基礎知識が不可欠です。研修をととして、地球温暖化のしくみや将来どうなるかなどの基礎知識を学びます。また、話し方、教材の使い方や見せ方など、地球温暖化を伝えるテクニック、活動の企画や運営についても身につけます。



第8期 推進員
波多 章代さん
(海士町)

推進員研修や、他県と合同で行うスーパー推進員研修に参加して、意見交換や交流を持たたことで他県の取り組みを知り、また活動にさまざまな工夫をされている事に刺激を受けました。研修への参加は大きな学びの場となり、隠岐での活動の更なる活性化に繋げようと思います。

つながる

仲間や地域の方々と連携して活動します

推進員は、一人ひとりが自ら活動するだけでなく、他の推進員とつながりながら、グループでの活動も行っています。また、地域の方々、行政機関やいろいろな団体と「地球温暖化を防ぎたい!」という思いを共有し、連携しながら幅広く活動しています。



第8期 推進員
三浦 祐二さん
(益田市)

一人では小さなことしかできませんが、仲間がそれぞれの力を持ち寄れば、大きなことができ、成果を分かちあうことができます。そもそもボランティアとはフランス語で「喜んでやる」という意味ですが、いま私は心から喜んで活動をしています。協力者に感謝。



街頭で啓発活動



地域で活躍する

島根県地球温暖化防止活動推進員

つたえる

地球温暖化のなぜ?なに?を、
わかりやすくお話しします

学校、幼稚園、保育園などに出向き、未来を担う子どもたちに地球温暖化の問題をわかりやすく伝えたり、絵本の読み聞かせなどを行っています。また、地域のさまざまなイベントに出展し、来場者に地球温暖化への関心をもっていただくための取り組みも行っています。



第8期 推進員
藤原 薫代さん
(奥出雲町)

地球温暖化の伝え手として、正しいことを伝えることだけではなく、受け手が、温暖化防止の大切さに気づいたり、自ら行動したりすることを促すには、どのように伝えていけばよいか、自問自答しながら活動しています。



子どもたちへ



地域の方へ



私たちが伝える

やってみる

自ら体験してもらうことで、ライフスタイルを見直すきっかけをつくります

一人ひとりがライフスタイルを見直し、エコな生活を考える。そのきっかけをつくっていくことも、推進員の大切な活動です。地球温暖化防止につながる取り組みに参加いただく機会をつくったり、専門知識を活かした省エネ診断をとおして、各家庭に合

ったきめ細かなアドバイスを行ったりしています。



省エネ診断



エコバッグづくり



自転車発電機



第8期 推進員
江川 敏雅さん
(浜田市)



エコクッキング

推進員の活動として、各家庭に適したCO2削減方法をアドバイスする省エネ診断をやっています。受け手をやる気にさせる工夫として、最初の会話の時、相手の目をしっかり見て、信頼していただけるよう念じてから始めるようにしています。

6. 推進員の活動に協力する関係機関

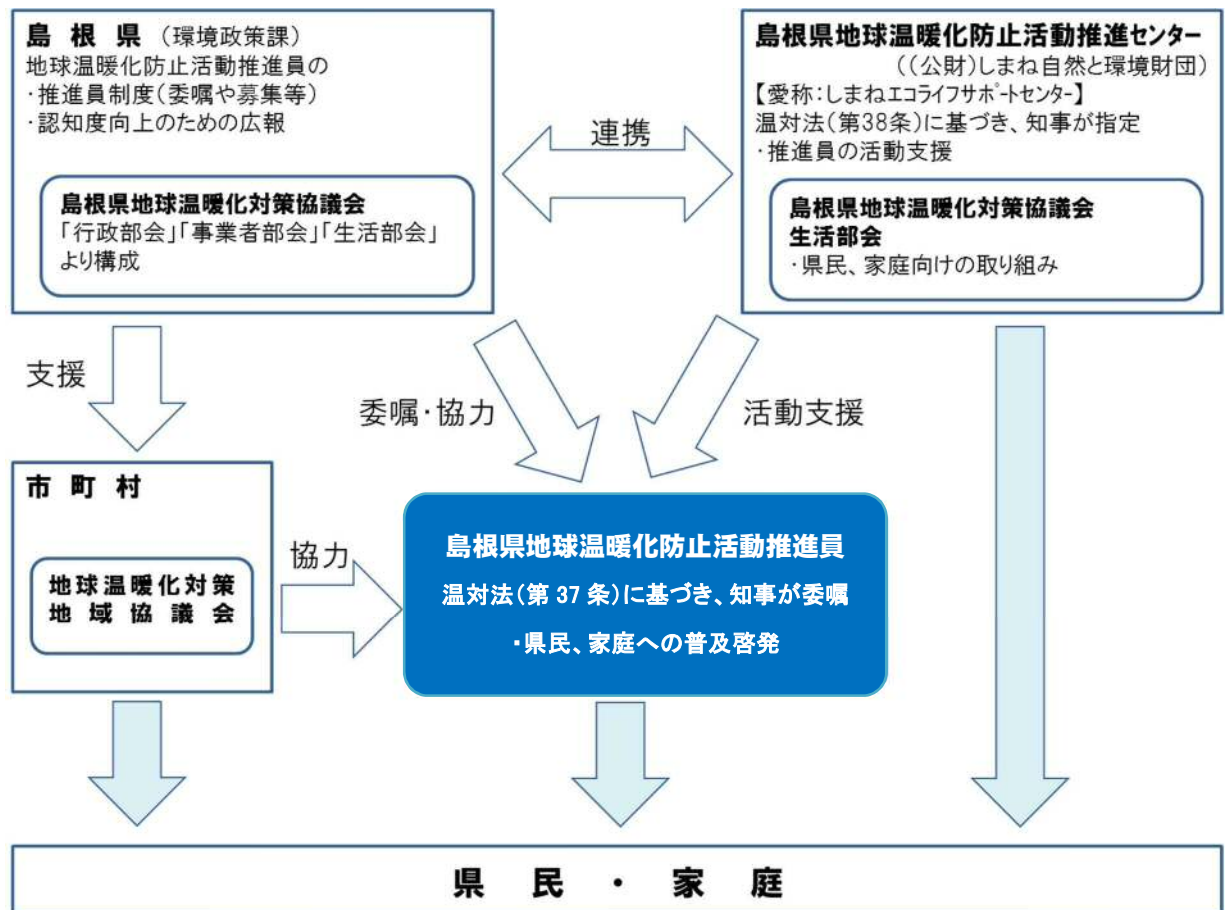
推進員の活動へ協力する機関は要綱第10条で定められており、制度の円滑な運用のため要綱第13条により推進員の氏名等を共有しています。

(推進員活動への協力)

第10条 関係機関は、推進員の地球温暖化防止活動に協力するものとする。

(推進員の住所等の情報提供)

第13条 県は、関係機関との連携により地球温暖化防止活動推進員制度を円滑に運営するため、推進員の氏名、生年月日、住所、連絡先、主な活動地域などを掲載した推進員名簿を作成し、居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地域協議会、センター及び温対協に提供する。



※市町村地球温暖化対策地域協議会【地域協議会】…温対法に基づき組織されている団体
 県内12市町で設立されています(H30.12.1現在)

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、邑南町、津和野町、海士町、西ノ島町

※島根県地球温暖化防止活動推進センター【センター】…温対法に基づき県が指定している機関
 H20.4月に「公益財団法人しまね自然と環境財団」を指定している

7. 推進員の活動報告

要綱第 11 条及び 12 条で推進員の活動報告と活動経費について定められています。

(活動報告)

第 11 条 推進員は、第 9 条第 2 項の活動を行った場合は、毎年センターが指定する日までに、センターに報告するものとする。

2 報告は、センターが定める島根県地球温暖化防止活動推進員活動報告書により行う。

3 センターは、提出された報告書を処理した後に、とりまとめて知事に報告すること。

(活動経費)

第 12 条 第 11 条の規定により、報告書が提出された者には、予算の範囲内でセンターから年間の活動経費を 3 月末までに推進員が指定する口座に支払う。

- (1) 報告書は、毎年 1 回、センターが指定する日までに提出してください。
- (2) 報告書を提出いただいた推進員へは、活動経費（コピー代、紙代等資料作成経費、電話・切手代等の通信費等、活動にかかる経費）として年間 5,000 円を、年に 1 回 3 月末までに指定の口座へお支払いします。
- (3) 報告書の送付先及び活動経費の支払事務は、島根県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所）で行います。

8. 推進員の資質向上

センターでは、地球温暖化問題に関する基礎知識や最新の情報、各種啓発ツールの活用方法、普及啓発において大切なコミュニケーション力など、推進員の皆さんが活動される上で必要なスキルを身につけていただく各種研修を企画・実施します。

また、推進員同士が連携して、よりよい活動ができるよう支援します。

| | 内 容 |
|------------|---|
| 1 基礎研修 | 推進員活動の基礎的な知識や技術を学ぶ研修 |
| 2 課題別研修 | 地域の課題やニーズ、活動のテーマに沿った研修 |
| 3 スキルアップ研修 | よりの能力の高い推進員養成のため、特定の知識や技量などを強化する研修 |
| 4 その他 | 一般県民向けセミナーや推進員が企画・実施する学習会等を推進員研修として位置づける場合があります |

- ✓ 研修受講に必要な旅費は、センターからお支払いします。
なお、研修の内容によっては自己負担を伴う場合もあります。

9. 推進員を辞めていただくとき

要綱第8条で推進員を辞めていただく場合が定められています。

(推進員の解嘱)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解嘱することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
- (3) 推進員の地位を利用して、営利活動、宗教活動等を行ったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合。
- (5) 推進員が死亡したとき。
- (6) その他推進員として適当でないと認められるとき。

- ✓ 推進員としてのふるまいに留意しましょう。

10. 推進員の服務

要綱第14条で推進員の服務が定められています。

(服務)

第14条 推進員は、次のことに留意すること。

- (1) 第9条で定める活動をするときは、第5条第3項の推進員証を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示すること。
- (2) 推進員証は、推進員の業務以外に使用しないこと。
- (3) 推進員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (4) 推進員の身分を失ったときは、推進員証を直ちに島根県に返付しなければならない。
- (5) 活動に伴い得た個人情報については、守秘義務を厳守すること。推進員の委嘱が解かれた後も同様とする。

- ✓ 推進員証の紛失、個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。

11. こんな時には？

(1) 申込書に記載した内容（氏名、住所、連絡先など）に変更があるとき
県（環境政策課）へ「変更届（様式第5号）」を提出して下さい。

ただし、居住地が島根県外となる場合は、推進員の要件を満たさなくなりますので、
「(2) 推進員をやめるとき」の手続きを取って下さい。

【要綱第5条第4項】

(2) 推進員をやめるとき

県（環境政策課）へ「辞任届（様式第6号）」を提出し、「推進員証」を返却して下さい。

【要綱第6条、第7条】

(3) 新規に推進員になりたい知人がいるとき

センターが実施する推進員養成研修を受講する必要があります。

まずは、「しまねエコライフサポーター」へ登録してもらってください。

→「しまねエコライフサポーター申込書」が21ページにあります。

また、島根県環境政策課ホームページにも掲載しています。

しまねエコライフサポーター申込

検索 🔍

※申込書は、県（環境政策課）へ提出

12. その他

保険の加入について

万が一の場合に備えて保険に加入しますので、推進員の活動をしている際に事故に遭った場合は、速やかに島根県地球温暖化防止活動推進センター／エコサポしまね（公益財団法人 しまね自然と環境財団松江事務所）にご連絡ください。

関係機関 連絡先一覧（平成 30 年 12 月時点）

| 市町村 | 担当課 | 電話 (FAX) | 地域協議会 |
|--|-------|---------------------------|-----------------------|
| 松江市 | 環境保全課 | 0852-55-5687 (55-5497) | まつえ環境市民会議 |
| 浜田市 | 環境課 | 0855-25-9420 (22-9100) | 浜田市地球温暖化対策地域協議会 |
| 出雲市 | 環境政策課 | 0853-21-6535 (21-6597) | 出雲市地球温暖化対策協議会 |
| 益田市 | 環境衛生課 | 0856-31-0232 (31-1139) | 益田市地球温暖化対策地域協議会 |
| 大田市 | 環境政策課 | 0854-83-8071 (82-6667) | 大田市地球温暖化対策地域協議会 |
| 安来市 | 環境政策課 | 0854-23-3098 (23-3188) | 安来市地球温暖化対策地域協議会 |
| 江津市 | 市民生活課 | 0855-52-7936 (52-1557) | 江津市地球温暖化対策推進協議会 |
| 雲南市 | 環境政策課 | 0854-40-1033 (40-1039) | |
| 奥出雲町 | 町民課 | 0854-54-2510 (54-0051) | 奥出雲町地球温暖化対策地域協議会 |
| 飯南町 | 住民課 | 0854-76-2213 (76-3950) | |
| 川本町 | 町民生活課 | 0855-72-0632 (72-0635) | |
| 美郷町 | 住民課 | 0855-75-1213 (75-1505) | |
| 邑南町 | 町民課 | 0855-95-1114 (95-0268) | 邑南町地球温暖化対策地域協議会 |
| 津和野町 | 環境生活課 | 0856-72-0309 (72-0655) | 津和野町環境パートナーシップ会議 |
| 吉賀町 | 税務住民課 | 0856-77-1113 (77-1891) | |
| 海士町 | 環境整備課 | 08514-2-1827 (2-0208) | あま環境ネットワーク |
| 西ノ島町 | 環境整備課 | 08514-6-1748 (6-0186) | 西ノ島町地球温暖化対策地域協議会 |
| 知夫村 | 産業建設課 | 08514-8-2211 (8-2093) | |
| 隠岐の島町 | 環境課 | 08512-2-8565 (2-6305) | |
| 島根県 | 環境政策課 | 0852-22-6237 (25-3830) | 島根県地球温暖化対策協議会 |
| 島根県地球温暖化防止活動推進センター (しまねエコライフサポートセンター) (しまね自然と環境財団) | | 0852-67-3262 (67-3787) | 島根県地球温暖化対策協議会 生活部会 |

島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱

(目的)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法律」という。）第37条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに市町村、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）、島根県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）、県及び島根県地球温暖化対策協議会（以下「温対協」という。）と連携して地球温暖化対策の推進を図るため、島根県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）に関する必要な事項を定める。

(委嘱する者)

第2条 推進員は、知事が委嘱する。

(委嘱期間)

第3条 委嘱日から2年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の要件)

第4条 推進員は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) しまねエコライフサポーターとして登録している者
- (2) 島根県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 市町村、地域協議会、センター、県及び温対協（以下「関係機関」という。）の行う施策に協力して、行動できる者
- (4) 次にあげる要件のいずれかに該当する者
 - ア センターが実施する島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修を修了した者
 - イ 現に研究機関又は高等教育機関において環境問題に携わっている等地球温暖化対策について高度な知識、活動実績等を有すると認められる者
 - ウ 継続を希望する者のうち、地球温暖化防止コミュニケーターに登録している者、又は第11条に定める活動報告により活動実績を有すると認められる者

(委嘱の手続き)

- 第5条 新たに推進員の委嘱を希望する者は、島根県地球温暖化防止活動推進員（新規）申込書（様式第1号）を、居住する島根県内の市町村を経由して知事に提出するものとする。
- 2 推進員の委嘱（継続）を希望する者は、島根県地球温暖化防止活動推進員（継続）申込書（様式第2号）を、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項及び第2項に規定する申込書の提出があった者のうち、第4条の要件を満たし、推進員としてふさわしいと認める者を推進員に委嘱し、委嘱状（様式第3号）及び島根県地球温暖化防止活動推進員証（様式第4号）（以下「推進員証」という。）を交付する。
- 4 推進員は、第1項及び第2項の規定により提出した申込書に記載した事項を変更するときは、島根県地球温暖化防止活動推進員変更届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

(推進員の辞任)

第6条 推進員が次のいずれかに該当したときは、辞任することができる。

- (1) 推進員が第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 推進員又は推進員の代理人から辞任の申し出があったとき。

(辞任の手続き)

第7条 第6条により辞任する場合は、島根県地球温暖化防止活動推進員辞任届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(推進員の解囑)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解囑することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
- (3) 推進員の地位を利用して、営利活動、宗教活動等を行ったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合。
- (5) 推進員が死亡したとき。
- (6) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の活動)

第9条 推進員は、自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。

2 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

3 前2項の活動については、原則として無報酬により行うものとする。

(推進員活動への協力)

第10条 関係機関は、推進員の地球温暖化防止活動に協力するものとする。

(活動報告)

第11条 推進員は、第9条第2項の活動を行った場合は、毎年センターが指定する日までに、センターに報告するものとする。

2 報告は、センターが定める島根県地球温暖化防止活動推進員活動報告書により行う。

3 センターは、提出された報告書を処理した後に、とりまとめて知事に報告すること。

(活動経費)

第12条 第11条の規定により、報告書が提出された者には、予算の範囲内でセンターから年間の活動経費を3月末までに推進員が指定する口座に支払う。

(推進員の住所等の情報提供)

第13条 県は、関係機関との連携により地球温暖化防止活動推進員制度を円滑に運営するため、推進員の氏名、生年月日、住所、連絡先、主な活動地域などを掲載した推進員名簿を作成し、居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地域協議会、センター及び温対協に提供する。

(服務)

第14条 推進員は、次のことに留意すること。

- (1) 第9条で定める活動をするときは、第5条第3項の推進員証を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示すること。
- (2) 推進員証は、推進員の業務以外に使用しないこと。
- (3) 推進員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (4) 推進員の身分を失ったときは、推進員証を直ちに島根県に返付しなければならない。
- (5) 活動に伴い得た個人情報については、守秘義務を厳守すること。推進員の委嘱が解かれた後も同様とする。

(身分)

第 15 条 推進員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職の身分を有するものではない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 8 月 20 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 23 年 12 月から平成 24 年 11 月までの活動については、平成 25 年 1 月末までに活動報告書を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。

(様式第1号)

島根県知事様

(市町村受付印)

(島根県受付印)

島根県地球温暖化防止活動推進員（新規）申込書

記入日 年 月 日

| | | | | | |
|--|--|-------------|-------------------------------|--|-----|
| （ふりがな） 氏名 | | | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日（ ）歳 | | | | |
| 住所 | （郵便番号： — ） 市・郡 町・村 番地 | | | | |
| 連絡先 | 電話 | | 携帯電話 | | FAX |
| | メールアドレス（パソコン） | | | | |
| 主な活動地域 | | 市 町 村 | 左記の他に、活動をしている地域（市町村）があれば下記に記入 | | |
| しまねエコライフサポーター登録 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください） | <input type="checkbox"/> 登録済み <input type="checkbox"/> 未登録 | | | | |
| 環境関係の保有資格等 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください） | <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止コミュニケーター（旧：IPCCリポーターコミュニケーター） <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | |
| 推進員養成研修の受講修了日 | <input type="checkbox"/> 受講済み 年 月 日 | | | | |
| 環境関連の活動実績等 （所属している団体等あれば併せて記入） | | | | | |
| 推進員として取り組みたい活動等 | | | | | |

【個人情報について】

島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱第13条により推進員の氏名、生年月日、住所、連絡先を、居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、センター及び温対協に提供させていただきます。

【申込先】

居住する市町村の「地球温暖化対策担当課」へ送付ください。

【お問い合わせ先】

島根県環境生活部環境政策課（しまね流エコライフ推進スタッフ）

住所：〒690-8501 松江市殿町1番地

電話番号：（0852）22-6237 FAX：（0852）25-3830

メール：kankyo@pref.shimane.lg.jp

(様式第2号)

(島根県受付印)

島根県知事様

島根県地球温暖化防止活動推進員（継続）申込書

記入日 年 月 日

| | | | | | |
|---|---|-------------|-------------------------------|--|-----|
| （ふりがな） 氏名 | | | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日（ ）歳 | | | | |
| 住所 | （郵便番号： — ） 市・郡 町・村 番地 | | | | |
| 連絡先 | 電話 | | 携帯電話 | | FAX |
| | メールアドレス（パソコン） | | | | |
| 主な活動地域 | | 市 町 村 | 左記の他に、活動をしている地域（市町村）があれば下記に記入 | | |
| 活動形態 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください） | <input type="checkbox"/> 個人活動 <input type="checkbox"/> グループ活動 グループ名（ ） | | | | |
| 環境関係の保有資格等 （ <input checked="" type="checkbox"/> してください） | <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止コミュニケーター（旧：IPCCリポートコミュニケーター） <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | |
| 推進員として取り組みたい活動等 | | | | | |

【個人情報について】

島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱第13条により推進員の氏名、生年月日、住所、連絡先を、居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地域協議会、センター及び温対協に提供させていただきます。

【お問い合わせ・申込先】

島根県環境生活部環境政策課（しまね流エコライフ推進スタッフ）

住所：〒690-8501 松江市殿町1番地

電話番号：（0852）22-6237 FAX：（0852）25-3830

メール：kankyo@pref.shimane.lg.jp

(様式第5号)

送付日:平成 年 月 日

島根県知事 様

推進員氏名

島根県地球温暖化防止活動推進員 変更届

下記のように登録内容が変更になりましたのでお知らせします。

記

変更後の内容のみ記載ください

| | |
|----------------|---|
| (ふりがな) 氏名 | |
| 住 所 連絡先 | (郵便番号 —) 市・群 町・村 番地 電話番号 FAX メールアドレス |
| 主な活動地域 | |

*変更になった内容は、島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱第13条により居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、センター及び温対協に提供させていただきます。

(様式第6号)

島根県知事様

推進員氏名
(推進員代理人)

島根県地球温暖化防止活動推進員 辞任届

平成 年 月 日付けで、一身上の都合により島根県地球温暖化
防止活動推進員を辞任します

添付物: 島根県地球温暖化防止活動推進員証 1

しまねエコライフサポーター設置要綱

(趣旨)

- 第1条 島根県環境基本条例（平成9年島根県条例第29号。以下、「条例」という。）第4条に基づき、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築（以下、環境に配慮した持続可能な社会づくりという。）に資することを目的として、「しまねエコライフサポーター」（以下、「しまエコサポーター」という。）を設置する。
- 2 しまエコサポーターの設置に関し必要な事項について、この要綱のとおり定めるものとする。

(活動内容)

- 第2条 しまエコサポーターは、条例第3条の基本理念に賛同し、自らができる範囲で、環境に配慮した持続可能な社会づくりに寄与する下記の活動に取り組む。
- (1) 日常生活で環境の保全につながる取組を実践する
 - (2) 公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所（しまねエコライフサポートセンター。以下、「エコサポしまね」という。）が行うセミナー等に参加する
 - (3) 県、市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、エコサポしまねが行う普及啓発に協力する

(要件)

- 第3条 しまエコサポーターの要件は次のとおりとする。
- (1) 地球温暖化防止や廃棄物削減等の環境保全活動の推進に関心を持っている者
 - (2) 島根県内に居住している者
 - (3) 満18歳以上である者（ただし、高校生を除く。）

(登録)

- 第4条 しまエコサポーターに応募する者は、県に登録の申し込みを行うものとする。
- 2 県は、応募した者の氏名、生年月日、住所、連絡先をしまエコサポーター名簿に速やかに登載する。

(登録事項の変更)

- 第5条 しまエコサポーターは、登録事項に変更があった場合は、県に速やかに報告しなければならない。

(登録の取消)

- 第6条 県は、しまエコサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。
- (1) しまエコサポーターが第3条に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - (2) しまエコサポーターと相当の期間にわたり連絡がとれない場合
 - (3) しまエコサポーターとしてふさわしくない言動や行為があったと認める場合
 - (4) その他、県が登録を取り消す必要があると認める場合
- 2 県は、しまエコサポーターの登録を取り消した場合、若しくは本人又は本人の代理人の申し出によりしまエコサポーター登録の辞退があった場合は、速やかにしまエコサポーター名簿から除外する。

(登録の期間)

- 第7条 しまエコサポーターの登録期間は第4条によりしまエコサポーター名簿に登載した日から、第6条によりしまエコサポーター名簿から除外した日までとする。

(サポーター名簿の提供)

第8条 県は、関係機関との連携によりしまエコサポーターの活動を支援するため、しまエコサポーター名簿をしまエコサポーターが居住する市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、エコサポしまねに提供することができる。

(報酬)

第9条 しまエコサポーターの活動については、無報酬により行うものとする。

(活動経費)

第10条 しまエコサポーターの活動に伴う経費及び旅費については、これを支給しない。

(個人情報)

第11条 しまエコサポーター及びしまエコサポーターであった者は、しまエコサポーターとしての活動により知り得た個人情報をしまエコサポーターとして行う活動以外の活動に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

(参考様式第1号)

しまねエコライフサポーター申込書

記入日 年 月 日

| | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|--|------|--|-----|
| （ふりがな） 氏名 | | | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日（ ）歳 | | | | |
| 住所 | （郵便番号： — ） | | | | |
| 連絡先 | 電話 | | 携帯電話 | | FAX |
| | メールアドレス | | | | |
| 応募のきっかけ | | | | | |
| 環境関連の活動実績等 （所属している団体等あれば併せて記入） | | | | | |

【個人情報について】

しまねエコライフサポーター設置要綱第8条によりサポーターの氏名、生年月日、住所、連絡先を、サポーターが居住する市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、（公財）しまね自然と環境財団松江事務所に提供させていただきます。

【お問い合わせ・申込先】

島根県環境生活部環境政策課（しまね流エコライフ推進スタッフ）

住所：〒690-8501 松江市殿町1番地

電話番号：（0852）22-6237 FAX：（0852）25-3830 メール：kankyo@pref.shimane.lg.jp